

# 地域医療構想策定ガイドラインに対する意見

平成 27 年 2 月 12 日

全国知事会

都道府県では地域医療構想を策定するにあたり、地域の医療関係者及び住民の意見を聴くことが望ましいとされ、策定後においては医療関係者等との地域医療構想調整会議を設け、合意形成に努め、地域医療構想実現に向けた施策を推進することが求められている。こうした背景を踏まえ、都道府県では地域の医療関係者及び住民に対して、地域医療の実態と将来のあるべき姿について丁寧かつ詳細に説明し、理解を求める必要が生じてくるが、次のような課題があると認識している。医療提供体制の改革が急務の課題であることは我々も認識しており、地域医療構想が地域の医療関係者及び住民の理解を得られる現実的な構想としなければならないことから、国においては真摯に対応されたい。

## 1. あるべき将来の医療提供体制について

### (1) 病床機能の再編の必要性及び病床機能の明示

- ・医療現場にとっては、担っている医療機能の変更を行うこととなるとともに、医療機関を受診する住民にとっても、受療行動の変容を求めることになるため、地域医療構想策定の必要性や各病床の機能を改めて分かりやすく示すとともに、望ましい受療行動についての啓発を充実させること。
- ・特に、今回の推計方法において、該当する患者が多くの病院・病棟に分散していると考えられる高度急性期機能や、今後、急性期機能からの転換により更なる拡充が求められる回復期機能について、どのような病棟を想定しているのか明示すること。

## 2. 地域医療構想の策定について

### (1) 医療現場の混乱の回避

- ・急激な見直しにより、現在の医療提供体制が崩壊するおそれもあることから、将来のあるべき姿が現状と著しく乖離している場合は、医療現場や住民に混乱をきたすことがないように運用できるものとする。
- ・特に、慢性期の医療需要については、療養病床の入院受療率を全国最小もしくは中央値を目標として取り組むことが提示されているが、その場合、2025年の

医療需要の見込みが現状から極端に減少することとなる都道府県も想定され、地域医療構想の実現にあたりきわめて困難になるところが生じると考えられる。構想の策定や策定された構想の実施にあたり、地域の実情を十分に踏まえた対応を考慮されたい。その際には、地方の実情に応じた現実的な措置や地域性を踏まえた推計を補正する仕組みなどを考慮されたい。

- ・国は、医療担当部局のみならず介護や福祉所管部局と十分な連携を図り、仮に病床を削減しても、円滑に在宅や介護への移行や活用などが進むような施策を講じるとともにその全体像を分かりやすく示し、地域医療構想の策定により入院患者が追い出されるなどネガティブなイメージを与えないように努めること。
- ・また、現在、療養病床で対応している患者について、2025年にどのように対応するかについては、在宅医療・介護サービスの充実と合わせて対応できるようにすること。

#### (2) 基準病床数制度との関係の整理

- ・現在、都道府県が整備可能な病床については、基準病床数制度により制限されており、推計された必要病床数を整備することができない地域が存在すると考えられるため、早急に基準病床数制度と必要病床数の関係を整理するとともに、都道府県が地域の実情や課題に応じて基準病床数を算定できるよう、規制の弾力化を図ること。また、整備された病床が円滑に活用されるよう、医療従事者の都道府県間偏在を改善すること。

#### (3) 推計方法の詳細の公表及びデータの提供

- ・DPCデータやNDBデータをはじめとして、様々なデータを用いて、必要病床数の推計を行っているため、関係者が推計方法や推計結果が持つ意味を理解することが困難である。地域医療構想の策定や協議の場における議論を行う際に、医療関係者の理解・協力を求めるためには、推計方法を説明し、その妥当性について理解を求める必要があるため、推計方法の詳細や推計に用いた根拠を公表すること。加えて、都道府県が推計・分析に活用できるよう、分かりやすい形でデータを提供すること。また、都道府県が推計・分析するにあたり、必要とされる技術的な支援を行うとともに、提供された情報については、都道府県に広く周知すること。

#### (4) 都道府県間の調整プロセスの明確化

- ・都道府県間の医療提供体制の分担が課題になっている場合等、関係する都道府県において調整することとされているが、調整が必要と判断する上での具体的な基準などの都道府県間調整の具体的なプロセスを提示すること。また、プロセスを提示するに当たっては、各都道府県間の調整に困難を伴うこと、地域ごとに医療提供体制等の課題は大きく異なるという実情を十分考慮すること。

### 3. 協議の場の設置・運営（定量的な基準の必要性）

- ・病床機能報告制度の報告内容等に基づき、協議の場において、病床の機能分化の議論を行うこととされているが、今回の推計において各医療機能区分の定義として用いられた出来高換算の診療報酬点数が、現行の報告項目には含まれていないため、いずれの病棟が機能を変更するべきか判断できないことから、早急に、定量的な指標を策定すること。